

【件名】 障害福祉サービス事業所の人材確保対策に対する支援の実施について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和8年度に実施予定の、訪問系障害福祉サービス事業所における人材確保対策の支援事業について、以下のとおり報告する。

1 事業の名称

訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業

2 事業の目的

障害福祉サービス等を提供する居宅介護・重度訪問介護事業所（以下「訪問系障害福祉サービス事業所」という。）における、ヘルパーを補助する人材の確保と、ヘルパーとして従事するための資格取得に要する経費を補助することにより、在宅の障害児・障害者の支援体制の整備を促進することを目的とする。

3 補助対象者

区内において訪問系障害福祉サービス事業所を運営する法人

4 実施内容

(1) 業務支援活用事業

訪問系障害福祉サービス事業所が新規に採用した職員（無資格者）が、必要な資格を取得してヘルパーとして就業する前の有期雇用期間中に、当該事業所のヘルパーの監督のもと介護業務の支援を行う場合の当該採用職員の人件費を補助する。

※ 有資格者を採用してヘルパー業務を行わせる場合は、障害福祉サービス報酬の対象となるため本補助の対象外となる。

(2) 人材確保支援事業

(1)の事業を活用した事業所が無資格の新規採用職員に対して負担する、ヘルパー業務を行うための資格取得費用（研修受講料）を補助する。

5 今後のスケジュール

令和8年4月 対象事業所への周知

6月 補助申請受付開始

令和9年2月 補助申請受付終了

2月以降 実績報告審査、補助金交付